

2023年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
電気興業株式会社
代表取締役社長 近藤 忠登史

当社は、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ディーケーシーを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」という）を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める当社の事後開示事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2023年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

吸収合併消滅会社の株主から本吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社の唯一の株主である当社が吸収合併消滅会社の特別支配会社であるため、該当事項はございません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はございません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、2023年2月24日付の官報において債権者に対して本吸収合併に対する異議申述の公告を行い、また、同日付で知れたる債権者に対して個別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併であるため、該当事項はございません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併であるため、該当事項はございません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

当社は、2023年2月24日付の官報及び同日付の電子公告において債権者に対して

本吸収合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社備え置いた書面

別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2023 年 4 月 14 日（予定）

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はございません。

以上

2023年2月23日

吸収合併に係る事前開示書面

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目一番一号
株式会社ディーケーシー
代表取締役社長 岡崎 美智則

当社は、2023年4月1日を効力発生日として、電気興業株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」という）を行うことといたしました。本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める当社の事前開示事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はございません。

4. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

吸収合併存続会社には、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社には、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7. 吸収合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行に見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本吸収合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以上

吸収合併契約書

2023年2月22日

甲：電気興業株式会社

乙：株式会社ディーケーシー



吸収合併契約書

電気興業株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ディーケーシー（以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約（以下「本合併契約」という。）を締結する。

（目的及び当事会社）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、本合併契約に従い吸収合併（以下「本合併」という。）する。

2 甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲：吸収合併存続会社

（商号）電気興業株式会社

（住所）東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

乙：吸収合併消滅会社

（商号）株式会社ディーケーシー

（住所）埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目1番1号

（効力発生日）

第2条 本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は2023年4月1日とする。

ただし、手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議のうえ、これを合意により変更することができる。

（合併対価の交付及び割当て）

第3条 甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等一切の対価を交付しない。

（合併後の資本金及び資本準備金等）

第4条 本合併に際して、甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

（権利義務の承継）

第5条 乙は、所有する資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

(会社財産の管理等)

第6条 甲及び乙は、本合併契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙間で協議のうえ、これを実行する。

(合併承認決議)

第7条 甲は会社法第796条第2項の規定の方法により効力発生日の前日までに取締役会を開催し、乙は会社法第784条第1項の規定の方法により効力発生日の前日までに取締役会を開催するものとする。

(合併の条件の変更、合併契約の解除)

第8条 本合併契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、①天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は②本合併の実行に重大な支障となる事態若しくは著しく困難にする事態が生じた場合は、甲乙間で協議のうえ、本合併契約を変更し、又は本合併契約を解除することができる。

(協議事項)

第9条 本合併契約に定めるもののほか、本合併に際し必要な事項は、本合併契約の趣旨に従って、甲乙間で協議のうえ、これを定める。

以上のとおり契約したので、本合併契約締結の証として、本合併契約2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

2023年2月22日

甲：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
電気興業株式会社
代表取締役 近藤 忠登史

乙：埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目1番1号
株式会社ディーケーシー
代表取締役 岡崎 美智則

添付書類

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きを見せており、企業収益は国内外の経済活動の持ち直しを受けて回復しております。また、企業収益の回復を受け、設備投資や雇用環境においても持ち直しの動きを見せており、消費に関しても回復傾向にあります。一方、原油高や原材料費の高騰による企業収益への影響が表面化しており、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株が拡大していることから、わが国経済の先行きは依然として予断を許さない状況にあります。

当社グループの関係しております電気通信関連業界におきましては、移動通信関連分野では、5G向けのアンテナ需要に本格化の様相が見られております。一方、固定無線関連分野においては防災行政無線の需要が急速に減少しており、放送関連分野においても放送事業者による設備更新・メンテナンス需要が減少しております。高周波応用機器業界におきましては、自動車関連分野における設備投資需要に一定の回復の兆しが見られておりますが、回復の基調は緩やかなものとなっております。

このような情勢の中で、当社グループは、需要の創出に向けた活動を積極的に推進し、業務の効率化及び原価低減活動による利益の拡大に取り組み、業績向上に努めてまいりました。

その結果、受注高は、前年同期比3.9%減の350億5千2百万円となり、売上高は前年同期比18.1%減の339億6千8百万円となりました。

利益の面では、営業利益は前年同期比96.6%減の5千3百万円、経常利益は前年同期比75.1%減の4億4千8百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前年同期比38.9%減の7億5百万円となりました。

	第95期 (2020年度)	第96期 (2021年度)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	41,478	33,968	△7,509	△18.1%
営業利益	1,583	53	△1,530	△96.6%
経常利益	1,799	448	△1,351	△75.1%
親会社株主に帰属する当期純利益	1,155	705	△449	△38.9%

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

電気通信関連事業

売上高

25,926百万円

(前年同期比23.7%減)

当事業では、移動通信関連分野においては、5G向けに割り当てられた周波数帯に対応したアンテナ需要について、移動通信事業者による設備投資需要に本格化の様相が見られておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による部材の供給不足等により、需要の抑制が発生しております。固定無線関連分野においては、各自治体における防災体制強化とデジタル化の動きに伴う防災行政無線需要が、新型コロナウイルス感染症の影響等により先送りとなっていることから、急速に減少しております。放送関連分野においても、放送事業者による設備更新・メンテナンス需要が縮小・先送りとなっております。その他分野としては、LED航空障害灯やサーマルカメラシステムの需要開拓を進めております。また、いずれの分野においても価格競争の激化により、受注環境は厳しさを増しております。このような環境のもと、当事業分野では、需要の取り込みと生産性の向上を積極的に図ってまいりましたが、原材料費の高騰や物流コストの上昇、部材の供給不足への対応にかかる費用等の原価上昇要因が、当期業績に大きな影響を及ぼしております。

その結果、受注高は前年同期比9.2%減の266億8千2百万円、売上高は前年同期比23.7%減の259億2千6百万円となりました。また、セグメント利益（営業利益）につきましては、前年同期比48.1%減の20億1千万円となりました。

高周波関連事業

売上高

7,959百万円

(前年同期比7.1%増)

当事業では、主力であります高周波誘導加熱装置においては、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の急速な減少の後、主に海外市場における需要の回復から自動車関連業界における設備投資需要に回復の兆しが見られております。また、熱処理受託加工については、新型コロナウイルス感染症の影響からは持ち直しの動きをみせておりますが、世界的な半導体不足による業界全体への影響が長期化の様相を呈しており、自動車メーカーの生産調整の影響も発生しております。このような環境のもと、当事業分野では、事業環境を注視した上で、新規市場・新規ユーザーの開拓に加え、生産性の向上による利益の拡大に取り組んでまいりました。なお、当事業分野においても電気通信関連事業同様に、原材料費の高騰等による原価の上昇要因が発生しております。

その結果、受注高は前年同期比17.7%増の83億7千万円、売上高は前年同期比7.1%増の79億5千9百万円となりました。また、セグメント利益（営業利益）につきましては、前年同期比21.5%増の10億5千8百万円となりました。

その他事業

当事業は、土地・事務所等の子会社等への賃貸を行う設備貸付事業並びに売電事業であります。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内景気は一部持ち直しの動きが見られておりますが、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、半導体不足の長期化や円安・原材料費の高騰の影響もあり、先行きについても予断を許さない状況にあります。当社グループを取り巻く経営環境につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、スピーディに変化する事業環境や価格競争の激化から、引き続き厳しいものとなることが想定されます。

以上のような当社グループを取り巻く環境の中、移動通信関連分野においては、5G向けのアンテナ需要が継続される見通しであることに加え、新たに開発した無線装置と併せ、需要の取り込みを積極的に図ってまいります。また、移動通信鉄塔のメンテナンス需要の獲得にも取り組んでまいります。固定無線関連分野については、新型コロナウイルス感染症の影響による防災行政無線の需要の先延ばしが継続されることが想定されますが、中期的には需要の回復も見込まれていることから、引き続き需要獲得に注力いたします。放送関連分野については、放送事業者による放送設備の更新・メンテナンス需要の取り込みを図ってまいります。このほか、新規事業については、LED航空障害灯やサーマルカメラシステム等の需要開拓に加え、当社無線技術を活用した新たな市場開拓に向けて、積極的に注力いたします。高周波関連事業においては、事業環境を注視した上で、海外拠点との連携強化を図り、日系自動車関連メーカーを始めとした設備投資需要の取り込みを強化するとともに、新たな需要獲得に向けた自動車関連以外の分野への取り組みも積極的に進めてまいります。

当社は、持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値の向上のための方針として、「サステナビリティ基本方針」を策定しております。サステナビリティ経営の推進に向けた対処すべき重要な課題として、マテリアリティ（重要課題）を設定しており、「職場風土・働き方改革」、「コーポレートガバナンスの強化」、「社会インフラ整備への貢献」、「環境経営の推進」、「新規事業の創出」の5項目を挙げております。これらのマテリアリティへの取り組みを進めることにより、2021年3月に公表した中長期経営戦略に掲げた2030年を見据えた当社グループのありたい姿「未来の当たり前をつくる企業（Pioneering the future）」の実現に向け努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、10億8千3百万円であり、このうち主なものは、老朽化した設備、測定器の更新であります。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(6) 事業区分別の受注高・売上高の推移

(単位：百万円)

区分	事業区分	第93期 (2018年度)	第94期 (2019年度)	第95期 (2020年度)	第96期 (当連結会計年度) (2021年度)	
受注高	電気通信関連事業	31,433	35,563	29,370	26,682	
	高周波関連事業	13,113	9,237	7,113	8,370	
	その他事業	—	—	—	—	
	合計	44,546	44,800	36,483	35,052	
売上高	電気通信 関連事業	(工事高)	16,099	17,951	19,775	13,183
		(売上高)	17,192	15,037	14,167	12,725
		計	33,292	32,988	33,942	25,908
	高周波関連事業	(売上高)	11,350	11,920	7,430	7,959
		(賃貸収入)	4	4	5	7
	その他事業	(売電収入)	108	102	100	93
		計	113	107	105	100
	合計		44,757	45,016	41,478	33,968

(注) 連結損益計算書の完成工事高は電気通信関連事業の工事高を、製品売上高は電気通信関連事業及び高周波関連事業の売上高の合計を、また、その他の事業売上高にはその他事業の賃貸収入及び売電収入を表示しております。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第93期 (2018年度)	第94期 (2019年度)	第95期 (2020年度)	第96期 (当連結会計年度) (2021年度)
売上高	(百万円)	44,757	45,016	41,478	33,968
経常利益	(百万円)	2,943	2,774	1,779	448
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,524	1,789	1,155	705
1株当たり当期純利益	(円)	124.78	148.08	96.14	59.51
総資産	(百万円)	62,437	61,208	62,463	56,336
純資産	(百万円)	45,963	46,309	47,991	46,609

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第93期 (2018年度)	第94期 (2019年度)	第95期 (2020年度)	第96期 (当期) (2021年度)
売上高	(百万円)	34,476	35,930	34,308	27,310
経常利益	(百万円)	2,221	2,025	1,305	759
当期純利益	(百万円)	1,168	1,278	792	1,032
1株当たり当期純利益	(円)	95.59	105.79	65.96	87.01
総資産	(百万円)	47,637	45,614	47,342	42,574
純資産	(百万円)	35,360	34,882	36,051	35,343

(8) 主要な事業内容

電気通信関連事業

極超短波、超短波、短波、中波、長波等各種アンテナの設計、製作、建設、販売

鉄塔、反射板の設計、製作、建設、販売

共聴（CATV）機器の設計、製作、販売及び同システムの設計、施工

各種民生無線機器の設計、製作、販売

高周波関連事業

高周波誘導加熱装置、半導体製造プラズマ発生用高周波電源装置、核融合プラズマ加熱用高周波電源装置の設計、製作、販売

高周波加速器用電源装置の設計、製作、販売

各種真空炉の設計、製作、販売

高周波熱処理受託加工

その他事業

電気通信関連事業及び高周波関連事業に関する設備等の賃貸

太陽光発電による売電事業

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社電興製作所	92	100	金属加工、機械加工、及び各種アンテナ・電気通信機器の製作加工
株式会社デンコー	70	100	鉄塔等鉄鋼工作物の製作販売・各種鍍金加工
デンコーテクノヒート株式会社	70	100	高周波熱処理受託加工
高周波工業株式会社	50	100	高周波誘導加熱装置の設計及び製作、並びに高周波熱処理受託加工
株式会社ディーケーシー	20	100	電気通信施設の建設
フコク電興株式会社	17	100	有線・無線通信設備の設計、施工

(注) 当連結会計年度末時点において当社の連結子会社は、上記の6社を含め13社であります。

(10) 主要な営業所及び工場

① 当社

本社 支店	名称	所在地	名称	所在地
	本社	東京都千代田区	大阪支店	大阪府吹田市
	北海道支店	北海道札幌市	広島支店	広島県広島市
	仙台支店	宮城県仙台市	九州支店	福岡県福岡市
	名古屋支店	愛知県名古屋市		

工場	名称	所在地	名称	所在地
	川越事業所	埼玉県ふじみ野市	鹿沼工場	栃木県鹿沼市
	川越工場	埼玉県川越市	厚木工場	神奈川県愛甲郡愛川町

研究所	名称	所在地	名称	所在地
	ワイヤレス研究所	神奈川県横浜市	未来研究所	神奈川県横浜市

② 子会社

名称	所在地
株式会社電興製作所	栃木県鹿沼市
株式会社デンコー	埼玉県川越市
デンコーテクノヒート株式会社	愛知県刈谷市
高周波工業株式会社	神奈川県愛甲郡愛川町
株式会社ディーケーシー	埼玉県ふじみ野市
フコク電興株式会社	福岡県福岡市

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
男性	892	△62
女性	292	△20
計	1,184	△82

② 当社の従業員数

区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)
男性	498	△2	46.5	16.1
女性	92	1	39.9	14.8
計又は平均	590	△1	45.4	15.9

(12) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三井住友銀行	409
日本生命保険相互会社	50
第一生命保険株式会社	50
住友生命保険相互会社	30

(13) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当事業年度において、内部通報に基づく社内調査が実施されました。当該内部通報の概要及び調査結果につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.denkikogyo.co.jp/>) において公表しております。調査の結果、内部統制システムの運用の一部に不備事項が発見されました。

当社取締役会は、上記の事態を受け止め、ガバナンス体制及び監視機能の強化を中心とした下記の再発防止策を決定し、その取り組みを進めてまいりました。

- ①コンプライアンス・プログラムの策定・実施
- ②指名委員会の設置
- ③経営会議の発足
- ④秘書部門機能の強化
- ⑤管理統括部組織の見直し
- ⑥役員等に対するコンプライアンス教育

当社は、コーポレートガバナンスの改善強化に向けて引き続き鋭意取り組み、全社一丸となって信頼の回復に努めてまいります。何卒ご理解いただき、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

II 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 56,000,000株

(2) 発行済株式の総数 14,084,845株

(3) 株主数 6,387名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,480	12.61
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	834	7.11
日本生命保険相互会社	444	3.78
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	441	3.76
三井住友信託銀行株式会社	372	3.17
株式会社三菱UFJ銀行	360	3.06
株式会社三井住友銀行	352	3.00
野村證券株式会社	329	2.80
電気興業取引先持株会	325	2.77
OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD. - CLIENT ACCOUNT	308	2.62

(注) 当社は、自己株式2,350千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、取締役向け株式報酬制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式を含めておりません。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 25,891株	3名
社外取締役	—	0名
監査役	—	0名

(注) 株式報酬制度に基づき、「役員向け株式交付信託」を通じて退任取締役3名に対して交付したものであります。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	近藤 忠 登 史	
取締役専務執行役員	伊藤 一 浩	総務部、営業企画部、海外事業部、中央統括部、支店統括部、高周波統括部担当
取締役執行役員	下 田 剛	情報システム部、安全品質管理本部、施設管理統括部担当
※ 取締役執行役員	浅井 貴 史	秘書室長、経営企画部、人事部、経理部、機器統括部担当
※ 取締役執行役員	河原 敏 朗	ワイヤレス研究所長、未来研究所担当
※ 取締役	塚野 英 博	共立ホールディングス株式会社社外取締役、月島機械株式会社社外監査役、日本電信電話株式会社 I OWN総合イノベーションセンター センタ長
※ 取締役	ジャン=フランソワ ミニエ	学校法人上野学園理事、株式会社 Amusement Parks 社外監査役、クロー ル・インターナショナル・インク シニアアドバイザー、レ・ロワ・マージュ・ジャ ポン株式会社代表取締役
※ 取締役	武田 涼 子	シティユーク法律事務所スペシャル・カウンセラー弁護士、公益財団法人国際民 商事法センター評議員、アルコニックス株式会社社外監査役
※ 取締役	高橋 篤 史	パートナーズSG監査法人代表社員、株式会社 INGS 社外監査役、株式会社 あつまる社外取締役
常勤監査役	赤羽 敏 男	
※ 常勤監査役	船橋 信 男	
※ 監査役	松林 宏	公益財団法人SOMPO福祉財団専務理事、東洋カーマックス株式会社社外監 査役、常陽トータルサービス株式会社社外取締役
※ 監査役	松田 結 花	松田結花公認会計士・税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役塚野英博氏、取締役ジャン=フランソワ ミニエ氏、取締役武田涼子氏及び取締役高橋篤史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、取締役ジャン=フランソワ ミニエ氏、取締役武田涼子氏及び取締役高橋篤史氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
2. 監査役松林 宏氏及び監査役松田結花氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
3. ※印は、2021年6月29日開催の第95回定時株主総会において新たに選任された取締役及び監査役であります。
4. 監査役松田結花氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2021年6月29日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって、田宮弘志氏及び土屋辰一氏は、監査役を辞任により退任いたしました。
6. 2021年6月30日をもって、小林祥二氏は、監査役を辞任により退任いたしました。退任時における重要な兼職は小林法律事務所弁護士でありました。なお、同氏は、弁護士の資格を有し、企業法に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりました。
7. 当社は、社外役員の全員との間で会社法第423条第1項に規定する賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、社外役員が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外役員が善意であつて重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。
8. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者の範囲は当社及び子会社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して

損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年7月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、2021年3月26日「中長期経営戦略」を踏まえて、当社のありたい姿「未来の当たり前をつくる企業」の実現に向けて、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能すること、及び株主のみならずと利益意識の共有を促進するために株主利益と連動することを含めた報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、賞与（業績連動報酬等）及び株式報酬（非金銭報酬等）により構成し、経営の監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみで構成します。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。なお、「他社の水準」とは、外部専門機関の報酬調査データ等を活用し、国内の同規模企業の水準等とします。

c. 賞与（業績連動報酬等）に係る業績指標の内容及びその額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する取締役の意識を高めるため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とすることを基本方針として、各事業年度の利益の状況を示す指標の中から、当社の株主に帰属する当期純利益を算定指標として選択し、目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、毎年一定の時期に支給します。なお、取締役会決議にて支給しないと定めることもあります。

- d. 株式報酬（非金銭報酬等）の内容及びその数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する「役員向け株式交付信託」（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて各取締役に對して交付する制度とします。ポイントの算定方法は、株式交付規程に基づき、各取締役の役位に応じて算定し、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

- e. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

代表取締役を含む取締役の種類別の報酬割合については、他社の水準を踏まえ、業績連動報酬等及び中長期目標の達成に向けても注力するよう非金銭報酬等のウェイトが高まる構成とすることを基本方針とします。具体的な種類別の報酬割合については、報酬委員会において検討を行い、取締役会に對して助言・提言を行います。

- f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法及び決定に関する重要な事項

当社は、株主総会で承認を受けた範囲内で、上記の方針に基づき、策定された金額、支給時期又は条件、基本報酬・業績連動報酬等・非金銭報酬等の割合などを含めた個人別の報酬額を定める報酬案につき、報酬委員会に諮問し、その助言・提言を尊重して、取締役会で決定します。

報酬委員会は、取締役会決議により指名される社外取締役複数名及び代表取締役1名の合計4名以内の委員により構成し、委員長を独立社外取締役から選任します。報酬委員会は、取締役会に對する助言・提言を行います。その内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等である賞与の評価配分とします。なお、非金銭報酬等である株式報酬については、取締役会で決議される株式交付規程に従い決定されます。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、報酬委員会が決定した当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、報酬委員会としての役割が十分機能していることを確認していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	229 (54)	216 (54)	－ (－)	13 (－)	15 (7)
監査役 (うち社外監査役)	43 (15)	43 (15)	－ (－)	－ (－)	7 (4)
合計 (うち社外役員)	272 (69)	259 (69)	－ (－)	13 (－)	22 (11)

(注) 1. 業績連動報酬等の額には、当事業年度に計上した賞与引当金の繰入額を記載しております。また、非金銭報酬等の額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金の繰入額を記載しております。

2. 業績連動報酬等の内容は賞与であり、業績指標の内容及びその額の算定方法に関する方針は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のとおりであります。当社が、業績指標として当社の株主に帰属する当期純利益を選択した理由は、当社が企業価値の向上の尺度として当社の株主に帰属する当期純利益を重視しており、当社の株主に帰属する当期純利益を指標とすることで企業価値の持続的な向上を図るインセンティブに繋がると考えているためです。当該事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、「I. 企業集団の現況に関する事項」の「(7) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。なお、当事業年度の通期連結業績予想を受け、当事業年度にかかる賞与については支給しないことといたしました。

3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、株式報酬の内容及びその数の算定方法の決定に関する方針は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のとおりであり、その交付状況は「II. 会社の株式に関する事項」の「(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりであります。

4. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

5. 上記には、2021年6月29日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名及び監査役3名を含んでおります。

6. 期末現在の人員は、取締役9名、監査役4名であり、期中の異動は次のとおりであります。

就任 取締役 6名
退任 取締役 6名
就任 監査役 3名
退任 監査役 3名

7. 取締役の報酬限度額（株式報酬を除く。）は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「年額5億円以内」（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。

8. 取締役の報酬（株式報酬に限る。）については、2017年6月8日開催の第91回定時株主総会において、2018年3月末で終了する事業年度から2020年3月末に終了する事業年度までの3年間に在任する取締役に対し、1事業年度あたり300,000個を上限として、退職時に株式報酬を付与することが決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名です。

9. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「年額8,000万円以内」と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

10. 取締役会は、2021年6月29日開催の第95回定時株主総会終結時点までは代表取締役社長近藤忠登氏、社外取締役太田 洋氏、社外取締役鈴木則義氏の合計3名により、同時点以降は社外取締役ジャン＝フランソワ ミニエ氏、社外取締役武田涼子氏、社外取締役高橋篤史氏、代表取締役社長近藤忠登氏の合計4名により構成される報酬委員会に対し、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。これらの決定権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業の業績について評価を行うには、報酬委員会が適していると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	塚 野 英 博	共立ホールディングス株式会社社外取締役、月島機械株式会社社外監査役、日本電信電話株式会社 I OWN総合イノベーションセンタ センタ長
社外取締役	ジャン=フランソワ ミ ニ エ	学校法人上野学園理事、株式会社Amusement Parks社外監査役、ク ロール・インターナショナル・インク シニアアドバイザー、レ・ロワ・マー ジュ・ジャポン株式会社代表取締役
社外取締役	武 田 涼 子	シティユーワ法律事務所スペシャル・カウンセラー弁護士、公益財団法人国際 民商事法センター評議員、アルコニックス株式会社社外監査役
社外取締役	高 橋 篤 史	パートナーズSG監査法人代表社員、株式会社INGS社外監査役、株式会 社あつまる社外取締役
社外監査役	松 林 宏	公益財団法人SOMPO福祉財団専務理事、東洋カーマックス株式会社社外 監査役、常陽トータルサービス株式会社社外取締役
社外監査役	松 田 結 花	松田結花公認会計士・税理士事務所所長
社外監査役	小 林 祥 二	小林法律事務所弁護士

- (注) 1. 武田涼子氏は、シティユーワ法律事務所のスペシャル・カウンセラー弁護士です。当社は、同法律事務所から助言を受けておりますが、同法律事務所へ当事業年度中に支払った費用の合計額は、当社の売上高に比して僅少であり、独立性に影響を及ぼす取引ではありません。
2. 当社と上記以外の兼職先との間には、特別の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	塚 野 英 博	2021年6月29日就任以降、当該年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外取締役	ジャン=フランソワ ミ ニ エ	2021年6月29日就任以降、当該年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。社外取締役に就任以降、国際的な金融機関においてこれまで培われた豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の適法性及び妥当性を確保するための助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、報酬委員会及び指名委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導するなど、取締役としての職責を果たしました。

地位	氏名	主な活動状況及び 社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	武 田 涼 子	2021年6月29日就任以降、当該年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。社外取締役に就任以降、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、報酬委員会及び指名委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導するなど、取締役としての職責を果たしました。
社外取締役	高 橋 篤 史	2021年6月29日就任以降、当該年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。社外取締役に就任以降、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、報酬委員会及び指名委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導するなど、取締役としての職責を果たしました。
社外監査役	松 林 宏	2021年6月29日就任以降、当該年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。また、12回の監査役会の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	松 田 結 花	2021年7月1日就任以降、当該年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。また、11回の監査役会の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	小 林 祥 二	2021年6月30日退任まで、当該年度に開催した8回の取締役会のうち7回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。また、9回の監査役会のうち8回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 69百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 69百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の妥当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の報酬額につきましては、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が7百万円あります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

V 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ企業行動憲章を制定し、当社グループの取締役及び使用人に対して周知徹底を図り、法令、定款その他の社内規程及び社会倫理の遵守を企業活動の基本とする。

当社は、コンプライアンス上の問題点を審議するための機関として、またコンプライアンス規程で定めるコンプライアンス担当役員の諮問機関として、コンプライアンス委員会を設置する。

コンプライアンス担当役員は、コンプライアンスの推進のため、コンプライアンス担当部門を指揮し、当社グループの役員をはじめ、全使用人の法令、社内規程及び社内規範等の遵守意識の普及、啓発、教育を行うものとする。

当社は、グループ内部通報制度を整備し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等に違反したことが判明した場合の対応措置を構築する。

コンプライアンス委員会は、法令・定款等の違反行為があった場合には、コンプライアンス担当役員に違反行為の中止の必要性を勧告し、当該行為を直ちに中止させると共に、再発防止のための対策を講じる。

監査担当部門が社内規程に基づき、監査を実施し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が、適法且つ適正に行われているかどうかを監査するものとし、その結果を社長及び監査役に報告するとともに、取締役会に報告を行うこととする。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令のほか、別に定める社内規程により、適切に保存・管理されるものとする。

コンプライアンス委員会、取締役又は監査役は、いつでも取締役の職務執行に係る情報を閲覧できるものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、想定されるリスクを各部門における業務内容に応じて景気変動・製品の品質・安全管理・法令違反などに分類し、管理部門が全社的に危機管理を推進するために取り纏めた上で取締役会に報告し、リスク軽減に向け適

切に対応していくこととする。

グループ会社については、現業部門である各統括部が事業形態に準じた各グループ会社を管理し、管理部門が統括的に管理する。

管理部門は、必要に応じてリスク管理に関するマニュアル及び社内規程等の作成・周知を行うこととし、適宜必要に応じてそれらの見直し、整備を行う。

万一、損失が発生した場合又は発生が予見される場合、そのリスクを認識した各統括部門の長は、直ちに管理部門及び担当取締役へ状況を報告し、担当取締役を総括責任者として関係部門による原因・対策会議を開催の上、同会議において協議を行い、その経過並びに結果を取締役に報告するものとする。

(4) 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社グループの取締役会は、当社グループの経営理念のもと、毎年策定される中期経営計画や経営重点方針及びそれらに従って各社・各部門において作成される方針管理に基づき、それらに明記された目標の達成のために活動する。

当社の取締役会の意思決定に関しては、毎月1回取締役会を招集し十分議論した上で意思決定をするものとする。

また、適宜職務権限、分掌規程の策定、見直しを行うことにより、業務執行を効率的に行うことのできる体制を整える。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社における内部管理体制の強化を図るため、特に、リスク管理及びコンプライアンス体制についてはグループ共通の課題としてとらえ、相互連絡、協議、情報の共有化、指示、伝達等を適宜適正に行うことにより、関連規程のもと、連携体制を構築していくものとする。

また、管理部門は、各統括部を通じてグループ各社から経営内容を把握するための定期的な報告を受けるものとする。

取締役、グループ各社社長は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

当社は、グループ各社の財務報告に関し、有効且つ適正な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を図ることにより、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専属の使用人については、必要の都度監査役会が、取締役との協議の上、決定することとする。

監査役から監査業務を補助するよう指示をされた使用人は、取締役等からの指示命令を受けないものとし、その異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行われることとする。

(7) 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、法令に定められたもののほか、会社に重大な影響を及ぼす事項、その他当社の監査役が監査役監査基準に従い、監査を行う上で必要な情報等の提供を各監査役の要請に応じて事前に監査役会に報告するものとする。

重要な稟議書に関しては、監査役に対しても回覧を行うことにより、報告をすることとする。

監査役は、上記監査役監査基準に従い、必要の都度取締役と面談をし、また内部監査部門及び監査法人と定期的に意見交換を行うものとする。

会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項やコンプライアンスに係る事項を発見したときは、当社グループの取締役及び使用人は、速やかに監査役に報告を行うものとする。

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(8) 反社会的勢力排除のための体制

反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に則り毅然とした態度で臨み、行動することとする。

また、反社会的勢力に関する対応統括部署を定め、情報の収集・管理を行い、警察、暴力団追放団体及び弁護士等の外部専門機関との連携を図りながら反社会的勢力を排除する体制の整備・強化に取り組むこととする。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりです。

当社は、経営理念、グループ企業行動憲章等の行動指針や安全、品質、情報管理等に関する基本的な考え方をまとめた「DKK Standard」を当社グループの取締役及び使用人に対して配布し、教育を実施しております。さらに、コンプライアンス委員会を定期的で開催し、コンプライアンスに関する活動方針や推進状況について審議を行っており、活動方針に従いコンプライアンス意識の浸透を図る活動を実施しました。

当社では、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、社外取締役4名を含む取締役9名で構成し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、月次業績の分析、対策、評価を行うとともに法令及び定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

監査役4名は、取締役会や重要な社内会議への出席等を通じて、取締役の職務執行の監査、法令及び定款等の遵守状況の監査を実施いたしました。

子会社につきましては、管理部門が各統括部を通じて経営内容を把握するための定期的な報告を受け、内部監査部門が定期的に監査を行い、実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査部門は、監査基本計画に基づき業務監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告するとともに、取締役会に報告いたしました。

なお、内部通報制度「電気興業グループホットライン」等による内部通報がありました。当該制度において、通報したことを理由として、通報者に対して不利益となる取扱いを行わないことを、当該制度の運用ルールに係る社内規程に規定しています。当該通報につき、そのルールに従って、通報者の保護の観点を含めて適正な対応を行っております。当該通報によって判明した役職員の業務執行につき、重要な不適正につながる法令・定款違反はありませんでした。

(注) 本事業報告中の「V. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」は、2022年3月31日現在のものを記載しております。当社は、2022年4月28日開催の定時取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部改定決議いたしました。

Ⅵ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の廃止

当社は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益を最大化させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入し、継続してまいりました。直近では、2021年6月29日開催の第95回定時株主総会において、一部所要の変更を行ったうえ（以下変更後の方針を「本プラン」といいます。）で、株主の皆様にご承認いただきました。

2021年6月29日に新たな経営体制が発足して以降、企業風土の改革やコンプライアンス体制の強化といったガバナンスの向上に資する施策を実施し、その成果が実現しております。また、中期経営計画を策定し、企業価値向上のための中期的な戦略を明確化いたしました。当社は、新たな経営体制のもとで中長期的な成長に向けた一定の施策を推進してまいりましたが、これにとどまらず、更なる成長に向けた施策を推進してまいります。

本プランの有効期間は、2024年6月30日までとなっておりますが、上記のように企業価値向上施策が推進されたことに加え、買収防衛策に関する近時の動向、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見などを総合的に勘案し、2022年5月12日開催の取締役会において、本プランの有効期間の満了を待たずに、同日付で本プランを廃止することを決議いたしました。

当社は、本プラン廃止後においても、当社の企業価値ないし株主の皆様の共同の利益を最大化させるべく取り組んでまいります。

以下 (2) から (4) においては、廃止された基本方針の内容を記載しております。

(2) 基本方針の内容

当社は、上場会社である以上、当社株式に係る大規模な買付行為を行おうとする者が現れた場合、かかる買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の大量の株式の買付行為の中には、会社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値の源泉及びかかる源泉の中長期的な観点からの維持・強化の重要性についての認識を共有しない場合には、当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるような結果が生じるばかりでなく、様々なステークホルダーの方々の信頼関係を含む有形無形の会社の

経営資源が毀損されることになりかねないものと考えております。

上記の観点から、当社は、2018年5月18日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を一部変更の上、継続すること（以下「旧プラン」といいます。）を決議し、特定の者又はグループが当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により、当社の企業価値の源泉が長期的に見て毀損されるおそれがある場合等、当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の最大化のために相当の措置を講じることとしているところです。

なお、旧プランは、2021年6月30日をもって有効期間の満了を迎えたことから、当社は、同年6月2日開催の当社取締役会において、旧プランに変更を加えた上で、同年7月1日より継続することを決議し、同年6月29日開催の当社第95回定時株主総会においてご承認を得ております。本プランの概要につきましては、以下(4)記載の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」をご覧ください。

(3) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の事業内容・経営理念等

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の事業は、電気通信関連事業及び高周波関連事業から成り立っております。

電気通信関連事業におきましては、情報通信関連業界の中で、通信用、放送用各種アンテナ・鉄塔の設計、製作及びその建方工事を主に行っております。

高周波関連事業におきましては、高周波応用機器業界に属し、高周波による誘導加熱装置の設計、製作と加熱装置を利用した焼入受託加工を行っております。

当社は、1950年の創業以来一貫して、得意先各位に満足いただけるような製品の提供をすることをモットーに、経営理念に「時代のニーズを先取りし、失敗を恐れぬチャレンジ精神の溢れた前向きな企業たることを期す」を掲げ、同じく「優れた製品を社会に提供し、社会に貢献する」ことを実現すべく、常に業界での最高水準の技術を維持していくことを目標の一つとして、たゆまぬ努力をまいりました。

このことが今日、当社グループが業界、とりわけ取引先から絶大な信頼と支持をいただいている所以だと確信しております。

② 企業価値向上に向けた取組み

当社は、経営環境の変化に迅速に対応し、事業の継続性と安定した収益の確保を目指すとともに企業価値の増大を図ることを基本としています。具体的には、当社は、中長期的な経営戦略として、2021年3月に開示いたしました「中長期経営戦略」に記載のとおり、社会貢献への積極的関与と企業価値の向上・成長の実現により、当社グループのありたい姿である「未来の当たり前をつくる企業」の実現を目標としており、そのための成長戦略として、「新規事業の創出」、「既存事業の更なる拡大」、「経営基盤の強化」の3つの戦略を掲げております。

新規事業の創出については、ビジネススタイルの変革や顧客層の拡大、差別化の追求により、これまでの事業とは異なる新たな収益の源泉を創出してまいります。新規事業としては、ローカル5Gに加え、高周波事業における自動車関連業界以外の新市場の開拓に注力する取組みを推進してまいります。ローカル5Gは、新規顧客の獲得を推進することができる可能性を秘めており、当社の既存技術に基づいた強みを活かして開拓することができる有力な市場と捉えています。高周波事業の新市場の開拓としては、例えば食品業界への取組みなど、既存の自動車関連業界以外の市場の開拓に注力してまいります。

一方、既存事業についても引き続き重要であり、柱としております移動通信関連、固定無線関連、放送関連、高周波関連を中心に既存事業の周辺分野への事業拡大を視野に入れ、新技術を有した製品を投入し、安定的な収益基盤の拡大を図ってまいります。

また、これらの事業における成長戦略の達成に向け、経営基盤の強化を図ってまいります。当社が属する情報通信関連業界及び自動車関連業界を中心とした高周波応用機器業界は技術革新による大きな変革の時期が訪れております。先の時代を見据えた研究開発を一層強化することにより、事業の拡大と社会インフラのさらなる発展に寄与してまいります。また、当社が有する資本を最大限活用するための資本政策・財務戦略を実施し、経営資源を的確に投入してまいります。

経営基盤の強化としては、企業統治の観点も不可欠であり、経営の透明性と健全性を確保することにより、企業の社会的信用性を高め、企業価値の向上を図ることを、コーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。取締役会の実効性評価や指名委員会の設置、政策保有株の縮減など、急速に変化する時代において、持続的成長に向けた施策を継続して実施してまいります。

当社グループが継続的に企業価値を高めていくためには、こうした経営計画の基盤である経営理念に掲げる基本的な考え方を今後も引き続き実践し、当社グループ発展のために必要不可欠な得意先をはじめとするステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を重視した経営を行うことがきわめて重要であると考えております。

(4) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、大規模買付行為（以下に定義されます。）を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会（以下に定義されます。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的としております。当社は、①当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、②当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、及び③上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）のいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」とい

ます。)を行おうとする者に対して、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること及び当社取締役会が大規模買付行為を評価し、意見形成、代替案立案、交渉を行うための期間を設定することを要請するルールを設定しました。このルールが遵守されない場合等には、株主の皆様の共同の利益を保護する目的で、対抗措置を発動することがあります。当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものといいますが、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、その他の対抗措置が用いられることもあります。

なお、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます。）の中の3名以上から構成される企業価値委員会（以下「企業価値委員会」といいます。）を設置しております。企業価値委員会は、大規模買付者から提供された買付説明書をはじめとする買付内容等の検討に必要な諸情報を検討した上、当社取締役会に対し、本プランに基づく対抗措置の発動の適否を勧告いたします。また、企業価値委員会は、対抗措置を発動することの可否を問うための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会に対し、株主意思確認株主総会を開催することが適当である旨の勧告をすることができるものとします。

当社取締役会は、企業価値委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動又は中止の決議を行うものといえます。また、企業価値委員会が株主意思確認株主総会を開催することが適当である旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集し、株主の皆様に対抗措置の発動の可否をご判断いただくことができるものとします。なお、株主意思確認株主総会が招集された場合、当社取締役会は、対抗措置の発動の可否について株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見その他適切と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様へ開示いたします。

なお、本プランの詳細については当社ウェブサイト (https://www.denkikogyo.co.jp/ir/ir/pdf/2021/20210602_release4.pdf) に掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

(5) 上記 (3) 及び (4) の取組みについての当社取締役会の判断及び理由

上記 (3) 及び (4) に記載したとおり、本プランは、当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的に継続されたものであり、上記 (2) の基本方針に沿うものであります。

また、本プランの継続については株主総会において承認が得られていること、対抗措置の発動に際しては企業価値委員会の勧告が最大限尊重されることとされており、取締役会の判断の公正性が担保されるべき措置が採られていること、有効期間が2024年6月30日までとされており、当社の株主総会決議又は取締役会決議によりいつでも廃止することができるものとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(注) 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて、また比率は、四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	28,967	流動負債	4,856
現金預金	10,167	支払手形	322
預け金	2,170	電子記録債務	472
受取手形	208	工事未払金	1,268
電子記録債権	627	買掛金	1,139
完成工事未収入金	4,410	1年内返済予定の長期借入金	130
売掛金	3,721	リース債務	21
契約資産	1,907	未払金	404
製品	2,316	未払法人税等	170
未完工事支出金	57	契約負債	247
仕掛品	1,297	完成工事補償引当金	21
原材料及び貯蔵品	897	製品保証引当金	171
前払費用	180	賞与引当金	431
未収消費税等	127	工事損失引当金	0
その他	877	その他	56
貸倒引当金	△1	固定負債	2,373
固定資産	13,607	リース債務	33
有形固定資産	4,792	製品保証引当金	29
建物・構築物	9,433	退職給付引当金	2,196
機械・運搬具	1,566	役員株式給付引当金	52
工具器具・備品	6,678	資産除去債務	49
土地	1,772	その他	12
リース資産	143	負債合計	7,230
建設仮勘定	31	純資産の部	
減価償却累計額	△14,833	株主資本	34,447
無形固定資産	614	資本金	8,774
ソフトウェア	595	資本剰余金	9,723
その他	19	資本準備金	9,677
投資その他の資産	8,199	その他資本剰余金	45
投資有価証券	5,236	利益剰余金	21,889
関係会社株式	1,268	利益準備金	1,227
長期貸付金	1	その他利益剰余金	20,662
長期前払費用	50	配当準備積立金	30
前払年金費用	202	役員退職積立金	108
繰延税金資産	620	固定資産圧縮積立金	4
保険積立金	509	別途積立金	12,671
その他	351	繰越利益剰余金	7,849
貸倒引当金	△40	自己株式	△5,940
資産合計	42,574	評価・換算差額等	896
		その他有価証券評価差額金	858
		繰延ヘッジ損益	37
		純資産合計	35,343
		負債純資産合計	42,574

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	11,784	
製品売上高	15,195	
その他の事業売上高	330	27,310
売上原価		
完成工事原価	9,717	
製品売上原価	12,637	
その他の事業売上原価	163	22,517
売上総利益		
完成工事総利益	2,066	
製品売上総利益	2,557	
その他の事業総利益	167	4,792
販売費及び一般管理費		4,653
営業利益		139
営業外収益		
受取利息配当金	399	
その他	286	685
営業外費用		
支払利息	9	
その他	54	64
経常利益		759
特別利益		
投資有価証券売却益	589	589
特別損失		
投資有価証券評価損	170	170
税引前当期純利益		1,178
法人税、住民税及び事業税	159	
法人税等調整額	△12	146
当期純利益		1,032

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金						利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金						
						特別償却準備金	配当準備積立金	役員退職積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,774	9,677	53	9,731	1,227	-	30	108	4	12,671	7,326	21,367
会計方針の変更による累積的影響額				-							33	33
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,774	9,677	53	9,731	1,227	-	30	108	4	12,671	7,360	21,400
当期変動額												
剰余金の配当				-							△543	△543
当期純利益				-							1,032	1,032
特別償却準備金の取崩				-								-
別途積立金の積立				-								-
固定資産圧縮積立金の取崩				-					△0		0	-
自己株式の取得				-								-
自己株式の処分			△8	△8								-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-								-
当期変動額合計	-	-	△8	△8	-	-	-	-	△0	-	489	488
当期末残高	8,774	9,677	45	9,723	1,227	-	30	108	4	12,671	7,849	21,889

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△5,088	34,785	1,254	11	1,266	36,051
会計方針の変更による累積的影響額		33			-	33
会計方針の変更を反映した当期首残高	△5,088	34,818	1,254	11	1,266	36,085
当期変動額						
剰余金の配当		△543			-	△543
当期純利益		1,032			-	1,032
特別償却準備金の取崩		-			-	-
別途積立金の積立		-			-	-
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-	-
自己株式の取得	△1,049	△1,049			-	△1,049
自己株式の処分	197	189			-	189
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	△396	25	△370	△370
当期変動額合計	△851	△371	△396	25	△370	△741
当期末残高	△5,940	34,447	858	37	896	35,343

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…決算期末日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

②デリバティブ……………時価法

③棚卸資産

未成工事支出金……………個別法による原価法

製品……………個別法又は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。但し、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 2～45年

機械・運搬具 2～17年

工具器具・備品 2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②完成工事補償引当金

完成工事に係る補修費等の費用に備えるため、過年度の完成工事補償実績に基づいた将来の補修見込額と金額に重要性のある個別案件に対する見積額の合計額を計上しております。

③製品保証引当金

納入した製品に係る将来の保証費等に備えるため、過年度の保証実績に基づいた将来の保証見込額と金額に重要性のある個別案件に対する見積額の合計額を計上しております。

④賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑥工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事のうち、損失発生の可能性が高く且つその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑦退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による按分額をそれぞれの発生の翌期より費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

⑧役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を除く。）への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結計算書類の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………外貨建予定取引

ヘッジ方針

当社では、海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。為替予約の締結については、稟議決裁を受けた後に行い、以後の契約の実行及び管理は経理部において行っております。なお、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみ行うものとしております。

ヘッジの有効性の評価の方法

為替予約の締結時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

(6) 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、当社の工事契約等の一部について、従来は、工事等の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は89百万円減少し、売上原価は63百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前純利益はそれぞれ25百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は33百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(7) 追加情報

(取締役に対する株式報酬制度)

当社は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の取締役(社外取締役を除く。)を対象に、株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

①取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する「役員向け株式交付信託」(以下「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末199百万円、80,632株であります。

(新型コロナウイルス感染症の会計上の見積りに与える影響)

新型コロナウイルス感染症の拡大による当社への影響は継続しており、当社の関係している業界においても、受注活動に重要な影響が発生しております。新型コロナウイルス感染症については、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難ではありますが、当社は社内外の情報源に基づく情報等を踏まえて、今後、一定期間にわたり当該傾向が継続すると仮定し、固定資産の減損損失及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症が更なる拡大・長期化した場合には、当社の業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(工事契約等及び設備据付工事における収益認識)

①当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約等の売上高 2,429百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法等は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記（工事契約等及び設備据付工事における収益認識）」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 特定融資枠契約（コミットメントライン契約）

当社は、資金需要に対する機動性・安全性の確保及び財務リスクの低減を図るため、主要取引金融機関と特定融資枠契約（コミットメントライン契約）を締結しております。

特定融資枠契約の総額	7,000百万円
期末残高	－百万円
差引高	7,000百万円

(2) 保証債務

下記の関係会社等について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

従業員他の銀行借入金	0百万円
DKK North America, Inc.の債務保証	36百万円
合計	36百万円

(3) 関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権	688百万円
長期金銭債権	18百万円
短期金銭債務	532百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) その他の事業売上高、その他の事業売上原価、その他の事業総利益は、当社の事業区分のうち設備貸付事業並びに売電事業にかかる売上高、売上原価、売上総利益を、それぞれ示しております。

(2) 関係会社との営業取引高

関係会社に対する売上高	910百万円
関係会社からの仕入高	4,647百万円

(3) 関係会社との営業取引以外の取引高 245百万円

(4) 一般管理費及び当事業年度製造費用に含まれる研究開発費 1,892百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の普通株式数 2,430,669株

※ 自己株式に、取締役向け株式報酬制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を含めております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産) (単位：百万円)

貸倒引当金	3
賞与引当金	132
退職給付引当金	672
役員株式給付引当金	10
投資有価証券評価損	104
ゴルフ会員権評価損	30
減損損失	53
その他有価証券評価差額金	65
その他	311
繰延税金資産小計	1,383
評価性引当額	△234
繰延税金資産合計	1,148

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△1
その他有価証券評価差額金	△444
その他	△82
繰延税金負債合計	△528

繰延税金資産の純額 620

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	DKKシノタイ エンジニアリング(株)	所有 直接49%	海外における電 気通信施設等の 建設	受取利息金 配当金	191	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で、決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。
3. 持分は100分の50以下であります、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

9. 収益認識に関する注記

連結計算書類の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 3,032.73円

1株当たり当期純利益 87.01円

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。また、1株当たり純資産額の算定における「期末株式数」、1株当たり当期純利益の算定における「期中平均株式数」は、取締役向け株式報酬制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式（当事業年度末80,632株、期中平均株式数72,808株）を控除して算定しております。

損益計算書上の当期純利益	1,032百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	1,032百万円
普通株式の期中平均株式数	11,861,833株

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。